破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２３０号
静岡県沼津市常盤町３丁目11番地の７
債務者　渡邉　光男
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岩　哲行
4　破産債権の届出期間　平成23年７月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年８月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２３１号
静岡県沼津市常盤町３丁目11番地の７
債務者　渡邉　京子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岩　哲行
4　破産債権の届出期間　平成23年７月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年８月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第８０４５号
東京都清瀬市下宿２丁目511―15
債務者　石川　彰彦
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　充裕
4　破産債権の届出期間　平成23年７月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年８月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８０７６号
東京都葛飾区新宿２丁目19―13―502
債務者　関　　勝広
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　　望
4　破産債権の届出期間　平成23年７月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年８月25日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８１９４号
東京都清瀬市野塩３丁目３－４―201
債務者　北村　正弘
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　充裕
4　破産債権の届出期間　平成23年７月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年８月25日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４７８号
広島市佐伯区吉見園１番12―501号
債務者　松浦　茂子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川栄治
4　破産債権の届出期間　平成23年７月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月26日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７０２号
神戸市北区緑町８丁目３番29号
債務者　津田　訓子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝崎　准一
4　破産債権の届出期間　平成23年７月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４０号
兵庫県洲本市金屋295番地10
債務者　森川三知永
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水原　祥吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月29日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月31日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第３８４号
埼玉県川越市大字砂337―７、住民票上の住所埼玉県川越市大字渋井33番地３
債務者　上村　真一
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　宏一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３２２号
新潟市中央区医学町通１番町63番地
債務者　小林　久子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江花　史郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月30日午後４時10分
5　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５５７号
仙台市宮城野区東仙台４丁目２番55号　エコ―ハウス第１―207
債務者　栗村　秀記
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　慎也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１７号
福島県相馬市中村字川沼318番地の６
債務者　門馬志治男
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若杉　裕二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第３６２１号
大阪市生野区小路３丁目12番10号
債務者　小代商店こと　小代　善宏
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　康生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６９８号
大阪府門真市幸福町10番13号
債務者　佐倉　哲治
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　康生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３７３号
広島市西区高須１丁目４番10―104号
債務者　東清子こと　姜　　清子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片島　由賀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月14日午後４時45分
5　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４９８号
広島県安芸郡府中町山田２丁目17番31号　クレセント長尾Ａ202
債務者　上岡　純司
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坊垣内　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
広島地方裁判所民事第４部